

京田辺市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京田辺市が発注する工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事を実施する工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 土木工事
河川工事、砂防工事、道路工事、公園工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。
- (2) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
 - ア 雨天や降雪時等による現場閉所
 - イ 災害応急対応等
 - ウ 異常気象時等における安全パトロール
 - エ 現場見学会等
- (3) 休日
各技術者及び技能労働者毎に現場（現場事務所含む）で作業していない日をいう。
- (4) 現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (5) 現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
- (6) 後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。
- (7) 施工に必要な期間
現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。
 - ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事事故による不稼働日数
 - エ 災害対応等で土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - オ 工事の全面中止日数
 - カ 後片付け期間
- (8) 完全週休2日
施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

(9) 月単位の週休2日

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(10) 通期の週休2日

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

第5条 原則、完全週休2日に取り組むものとし、発注者は入札時に特記仕様書等に週休2日制の対象工事であることを明記するものとする。

- 2 発注者は当初発注時点において、本要領に定める施工に必要な期間から除く日数のほか、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- 3 受注者は契約後、完全週休2日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。
- 4 工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。なお、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に努めるものとする。
- 5 受注者は、週毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- 6 受注者は天候不良等で受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督職員へ連絡すること。同一の週に2日間以上の現場閉所を行うことにより、土日を現場閉所したものとする。
- 7 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- 8 完全週休2日が未達成の見込みとなった場合は、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成できるよう取り組むものとする。
- 9 受注者は、完全週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合、工事打合簿によりその理由を監督職員へ報告することとする。

(現場閉所率の確認)

第6条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料及び現場閉所率を記載した「工事打合簿」を監督職員に提示することとする。

- 2 前項において、「現場閉所日数が確認できる資料」とは、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。

(補正方法)

第7条 発注者は、提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、本要領に基づき、現場閉所の達成状況が完全週休2日に満たない場合については、精算時に契約書第24条の規定により、各経費に乘算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に減額変更するものとする。また、月単位の週休2日に満たない場合については、各経費に乘算する補正係数を1.00に減額変更するものとする。

(土木工事における積算方法)

第8条 土木工事の補正について、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表第1のとおりとする。

- 2 国土交通省土木工事標準積算基準書以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用するものとする。ただし、営繕工事については、次条の通りとする。

(営繕工事における積算方法)

第9条 営繕工事の補正については、次の各号に掲げる国通達に準拠して積算する。なお、完全週休2日(土日)の積算及び変更方法について、本要領においては、国通達における完全週休2日(土日)I型のみを適用するものとする。

- (1) 「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」(令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号)
 - (2) 「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和7年12月10日付け国営積第7号)
 - (3) 営繕課「週休2日促進工事におけるとりこわし工事に係る物価資料掲載価格の補正について」
- 2 前項にて算出された労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に現場閉所率に応じて、別表第2の補正係数を乗じるものとする。
- 3 同条第1項及び前項に基づき算出された費用を、現場閉所率に応じて本市が定める補正費用とする。

(工事成績評定)

第10条 完全週休2日を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行うものとする。

2 現場閉所率が21.4%(6日/28日)未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。
改定 令和6年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年7月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年4月1日以降かつ令和6年6月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年9月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年7月1日以降かつ令和6年8月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年9月1日以降かつ令和7年3月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年7月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年4月1日以降かつ令和7年6月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年9月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年7月1日以降かつ令和7年8月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年9月1日以降かつ令和8年3月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和8年7月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和8年4月1日以降かつ令和8年6月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。
(営繕工事の取扱い)
- 3 令和8年7月1日以降に公告等を行う営繕工事については、この要領は適用しない。

別表第1（第8条関係）
（補正係数）

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系による積算したものを含む）】

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	1.00（補正なし）
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00（補正なし）
現場管理費率	1.03	1.02	1.00（補正なし）

注1 労務費の補正対象は公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

注2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注3 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算方式の積算単価等は別添1により定めるものとする。

別表第2（第9条関係）
（補正係数）

【営繕工事】

	完全週休2日	月単位の週休2日 （4週8休以上）	通期の週休2日 （4週8休以上）
労務費 ^{注1}	1.02	1.02	1.00（補正なし）
現場管理費	1.01	1.00（補正なし）	1.00（補正なし）

注1 労務費とは、予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費のことを指す。

注2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注3 本表及び別添2に基づく補正を行うことで、本市の補正費用とする。